

奈良県告示第二百五十九号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
橿原市太田市町二 一―一 橿原自動 車教習所	大阪市平野区加美鞍作 一丁目八番一七号	株式会社ナモト	平成二十八年九 月三十日